

2023年4月10日(月)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL: 052-526-8858 FAX: 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL: 058-264-8858 FAX: 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp http://www.str-tax.jp

法人税・所得税の 税務調査統計

法人の方が入られるイメージ?

税務調査とは、法人・個人が行った申告に対して、申告内容が正しいかどうかを税務署が調査することです。何となく法人の方が「税務調査を受けやすい」というイメージが強いのではないでしょうか。

国税庁は令和3事業年度(令和3年7月 ~令和4年6月)に実施した調査の統計を 公表しています。それによると法人税の実 地調査件数は約4.1万件、所得税の実地調 査件数は約3.1万件、となっています。

件数だけ見ると確かに法人税の調査の方が多いのですが、それほど差があるようには感じません。ただ、申告件数は令和3年のデータで法人税が306万件、所得税が2,285万件(うち申告納税額があるのは657万件)ですから母数が違います。申告数を含めて見ると「法人の方が税務調査を受ける確率が高い」と言えるでしょう。



前事業年度に比べる と、調査件数は増加し ていました。今年も多 くなりそうですね。

簡易な接触は所得税が圧倒的に多い

簡易な接触とは、税務署が原則、納税者の会社や自宅等に臨場するのではなく、文書・電話による連絡や来署依頼によって面接を行い、申告内容等の見直しをしてもらう対処です。こちらは法人への簡易な接触が6.7万件、所得税が56.8万件です。申告件数から見ると妥当な差なのかもしれません。

この「簡易な接触」によって追徴された 税額は、法人が 104 億円、所得税が 254 億 円となっており、実地調査の法人税 1,438 億円、所得税 804 億円と比べるとスケール は小さくなるものの、それなりにボリュー ムのある金額にはなっています。

<u>所得税もしっかり見ているが</u>

調査 1 件当たりの平均追徴税額を見てみると、所得税の実地調査は 256 万円、簡易な接触は 4 万円となっています。税務署は額の大小を問わず、申告書の間違いや未提出等を確認して、連絡するようにしている、という姿勢が見て取れます。そして、実際の税額との乖離が大きいと踏めば調査にやってくるのです。

法人税の調査 1 件当たりの追徴税額は 352万円と、所得税に比べるとやや額が大きく、報道されるケースもあり目に付く機会 も多いため「税務調査と言えば法人」というイメージがあるのかもしれませんね。